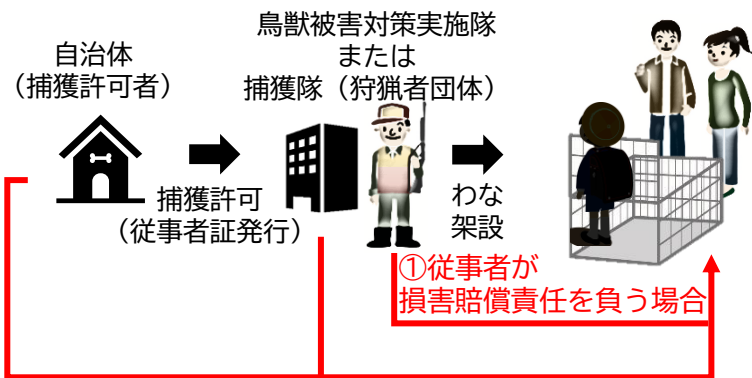


－有害捕獲における適切な補償の整備とは－

有害捕獲の実施に当たっては、従事者になる条件を「ハンター保険等に参加していること」としてきた自治体が多くあります。しかしながら、それでは万が一の事故に適切に対処しきれないリスクがあることが明らかになってきました。この資料を元に保険の見直しを進めましょう。

事故例にみる適切に対処しきれないリスクとは？

【事例】 児童がわなに入って、死亡をしていた場合



①従事者の補償が不十分

• 例えば、わな猟の他損事故はハンター保険で補償されません。

②自治体や狩猟者団体が損害賠償責任を負った場合の対応

• 自治体や狩猟者団体が損害賠償責任を負うことは十分あり得ますが、ハンター保険や狩猟者事故共済保険では対応できません。

有害捕獲は、自治体が事業主体。

自治体と従事者双方が責任を負う場合があることに注意！

①従事者の補償が不十分

ハンター個人が加入している保険だけでは、不十分なケースが多くあります。

都道府県 猟友会	猟友会員	狩猟事故 共済保険 (大日本猟 友会事業)		自損	他損(対人のみ)
			銃猟	△	△(※)
			わな猟	△	△(※)

ハンター 保険		自損	他損(対人・対物)
	銃猟	△(※)	△(※)
	わな猟	△(※)	×

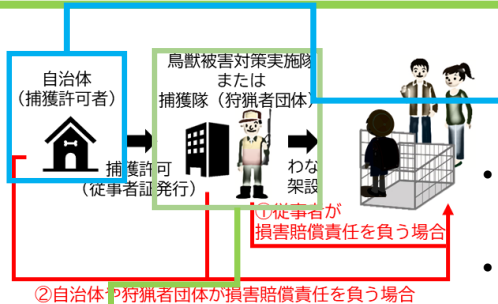
(※)事業主体が責任を負った場合は補償の対象となりません。

こんな場合、補償されません！

• 鳥獣被害対策実施隊員が設置したわなのゲートを固定し忘れて、別の隊員が見回りしている際に、不意にゲートが落ちて、隊員が重傷になった。

→ハンター保険ではわなに起因する他損事故は補償対象外。また別途、民間の施設賠償責任保険に加入していたとしても、一般的な施設賠償責任保険では、仲間同士の事故は補償対象外となる。

②自治体または狩猟者団体の補償は不十分または未整備



自治体 (捕獲許可者)

- 有害捕獲での事故では、事業主体である自治体が損害賠償責任を負う場合があります。
- 自治体が損害賠償責任を負う場合、原則は国家賠償法に基づいて補償しますが、課題が多く、近年では例えば公用車での事故補償においても民間の保険加入が標準適用的です。
- 従事者個人が加入する保険は、自治体は対象外です。



鳥獣被害対策実施隊または捕獲隊 (狩猟者団体)

- 鳥獣被害対策実施隊員の自損事故に対する公務災害補償が適用されるか否かは、自治体ごとのルールによって異なります。各自治体の担当部署と詳細を確認する必要があります。
- 任意団体としての狩猟者団体として損害賠償責任を負う場合に備える必要があります。
※任意団体が損害賠償責任を負うと、任意団体の構成員がその責任を分担して負うこととなります。自治体が主体として行う有害捕獲において、個人に損害賠償責任を負わせることは、社会通念上、不適切と考えられます。

従事者、自治体、狩猟者団体におけるこれら課題を解決するためには、有害捕獲に関する事業保険の加入が必要

ハンター保険や共済保険は、狩猟者が自身の趣味である狩猟を楽しむために作られたものです。ハンター保険や共済保険のみでは、補償内容が万全でないため、行政機関、受託団体、捕獲従事者、全てが補償対象となる捕獲事業に特化した事業保険に加入することが推奨されます。

- **メリット1：実施隊（第三者への事故含む）への迅速な救済が可能に（他損・自損）**
鳥獣被害対策実施隊や被害者への迅速な救済措置が可能であるとともに、手続きなどに対して担当部署の負担軽減に寄与します。
- **メリット2：組織としての損害賠償能力が担保される（他損）**
個人が加入する保険では、組織（自治体・狩猟者団体等）の損害賠償責任が対象外だったため、これを事業保険により補償することができるようになります。
- **メリット3：従来、個人が加入する保険では補償されなかった内容が補償対象に（他損）**
個人が加入するハンター保険等で補償範囲に含まれなかった事故も補償の対象になる可能性があります。

一有害捕獲における適切な補償の整備とは一
令和5年3月

■編集・発行/関西広域連合広域環境保全局

〒520-8577 大津市京町4丁目1番1号 (滋賀県琵琶湖環境部環境政策課内)
電話番号：077-522-5664 FAX：077-528-4846